

Insight Review

認定経営革新等支援機関(No.100623005401)

【発行元】 ASAK浅岡会計事務所
ASAK佐々木不動産鑑定士事務所
ASAK社会保険労務士事務所
ASAK行政書士事務所
ASAK財産コンサルティング(株)
ASAKビジネスコンサルティング(株)

【発行日】 2025年11月1日

No.222

年末調整の資料は、11月中旬までに！

先月号でもご案内させていただきましたが、年末調整を行う時期となりました。もう既に、お手元に保険料控除証明書や国民年金の控除証明書などが郵送で送られてきているかと思います。

税務署指定の書類、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)」や「給与所得者の保険料控除申告書(マル保)」などの書類と合わせて、**11月中旬頃までにはご準備をお願いいたします。**

年末調整の必要書類

1	令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(マル扶)
2	令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書(マル保) ＜下記の証明書類は、申告書と原本のご提出をお願いいたします。＞ ・生命保険、地震保険、小規模企業共済等掛金の保険料控除証明書 ・国民年金の控除証明書又は、納付済み領収書 ・今年度に支払った国民健康保険の金額の分かるもの
3	令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼給与所得者の特定親族特別控除 申告書 兼 所得金額調整控除申告書(マル基配特所)

§. 下記について、対象となる方はご準備をお願いいたします。

4	今年度に入社した人は、 前の会社の源泉徴収票
5	マイナンバーカード及び本人確認書類のコピー ・過年度の年末調整の際にマイナンバーを提出しなかった方(ご本人、扶養親族の分) ・本年に入社された方(ご本人、扶養親族の分) ・本年に結婚や出産などにより扶養親族が増えた方(扶養親族の分)
6	住宅借入金控除のある方(2年目以降) ・最初の年に税務署から届いている住宅借入金等特別控除申告書 ・銀行から届く年末借入金残高証明書 ※ 令和7年中に住宅等を購入され、住宅借入金控除を初めて受ける方は、 確定申告 が必要となります。



★ 今回の年末調整の必要書類・年末調整の対象者や変更点については、前月号(221号)に掲載していますので、そちらを参照ください。

年末調整に関するお知らせ

- 弊所へ年末調整業務の委託をいただいているお客様には、別途、各担当者からご案内させていただきます。

資料のご準備の目途……遅くとも**11月中旬頃**までにはお願いします。

CONTENTS

年末調整の資料は、

11月中旬までに！	P.1
年末調整の必要書類	P.1
登記忘れの会社、 手続きしないと「みなし解散」へ	P.2
スポットワークを 利用する際の注意点	P.2
2024事務年度の法人税等の 税収が過去最高	P.3
所得税の予定納税額の 減額申請(第2期分のみ)	P.3
12月までに検討したい 個人の節税策	P.4
年賀状じまいに関する 企業動向	P.5
11月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6

最新情報は
ASAKのX(旧ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！





登記忘れの会社、手続きしないと「みなし解散」へ

一定期間登記がされていない株式会社や一般社団法人、一般財団法人は、休眠会社・休眠一般法人の整理作業により、「解散」したものとみなされてしまいます。その場合には、法務局から「通知書」が届きますのでご注意ください。

◆ 長期間、登記をしていない場合は要注意！

会社や法人は、商号や本店の所在地、役員に変更があったとき等、登記事項に変更があった場合には、2週間以内にその旨の登記をしなければなりません。

特に役員等の変更登記には、注意が必要です。株式会社の場合、役員には任期があり、すべての役員が再任された場合であっても、任期満了時に役員変更の登記(重任登記)が必要となります。株式会社の取締役の任期は原則2年(最長10年)なので、少なくとも10年に1度は、取締役の変更登記がされるはずです。

同様に、一般社団法人と一般財団法人も理事の任期は2年なので、少なくとも2年に1度は登記が行われることになります。

◆ 登記をしなかった場合の罰則

登記を怠った場合には、その代表者は裁判所から、100万円以下の過料を科されます。

また、必要な登記をせずに最後の登記から一定の期間が経過すると、「休眠会社・休眠一般法人の整理作業」の対象となり、解散したものとみなされてしまいます。2024年においては、株式会社で「26,885社」、一般社団法人と一般財団法人で、「1,994法人」がみなし解散となりました。

◆ みなし解散になる対象は？

次の場合には、みなし解散となり、整理作業の対象となります。

休眠会社	最後の登記から12年を経過している株式会社 (特例有限会社は含まれません)
休眠一般法人	最後の登記から5年を経過している一般社団法人または一般財団法人 (公益社団法人または公益財団法人も含まれます)

今年度の整理作業の対象となる会社や法人には、10月10日に法務大臣による官報公告が行われ、法務局から「通知書」が発送されています。したがって、今日現在、お手元に通知書が到達してなければ、問題ありません。

なお、この通知書がお手元に届いたものの、事業を廃止していない場合には、2025年12月10日までに必要な登記申請をするか、「まだ事業を廃止していない旨」の届出(※)が必要です。これを行わないと、2025年12月11日をもって解散したものとみなされ、「みなし解散」の登記が行われてしまいます。

※「まだ事業を廃止していない旨」の届出をした場合には、改めて必要な登記申請(役員変更等)を行うことが求められます。これを行わない場合には、来年度にまた、整理作業の対象となってしまうので注意してください。

スポットワークを利用する際の注意点

最近、「タイミー」とか「スポットバイト」などの名称で、いわゆるスポットワークに対する求人広告を目にする機会が増えています。こうした中で、スポットワークを「利用している」、または、「利用していた」という話もよく聞くようになりました。

ここでは、企業側として、スポットワークを活用する場合に注意すべき点について確認していきます。

◆ スポットワークとは

厚生労働省によると、スポットワークについては、以下のように定義されています。

- ・スポットワークとは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くこと
- ・スポットワークの雇用仲介を行う事業者が提供する雇用仲介アプリを利用して、マッチングや賃金の立替払を行うもの

◆ 源泉徴収票の交付を忘れずに！

スポットワークの受入れ先企業は、働き手である全てのスポットワーカーに対して「給与所得の源泉徴収票」を作成して、交付しなければなりません。

給与所得の源泉徴収票は、従業員等(居住者)に対して給与等を支払う企業等が、その従業員等ごとに税務署提出用と本人交付用の計2通を作成し、それぞれに提出・交付しなければなりません。

従業員等が「扶養控除等申告書を提出せず年末調整の対象にならない者(乙欄又は丙欄適用者)で、その年中の給与等の支払金額が50万円以下の者」に該当する場合には、税務署提出用のみ提出が不要になります。一般的にスポットワークは、日雇い等として雇用契約することから、スポットワーカーは、丙欄適用者に該当することとなり、給与等の支払金額が、「年50万円以下」であれば、受け入れ先企業等は、税務署提出用を提出する必要はなくなります。ただし、本人交付用には、このような提出不要ルールは存在しないため、必ず発行が必要です。

本人交付用については、契約期間や年末調整の有無などにかかわらず、給与等の支払があれば、必ず作成・交付が必要です。本人交付用は、勤続する従業員等の場合であれば、原則として翌年1月31日までに交付すればよいのですが、スポットワークの場合には、通常、雇用契約が1日単位等で終了するので、年の途中で退職したという契約関係になる場合は、基本的に退職日以後1か月以内に交付する必要があります。

なお、スポットワーク専用のアプリ運営会社によっては、スポットワーカー自身が、アプリ上から本人交付用の源泉徴収票を取得できるケースもあるようです。

◆ 労務管理上の注意点

スポットワークについては、スポットワークのサービスを提供している事業者(スポットワーク提供事業者)から人材を派遣してもらうイメージがありますが、実際には派遣ではなく、サービス提供を受けた企業による直接雇用であることに注意が必要です。また、労働契約の成立時期は個別の具体的な状況によりますが、以下のように判断されることと示されています。

面接等を経ることなく先着順で就労が決定する求人では、別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人にスポットワーカーが応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立するものとい一般的には考えられる。

そのため、スポットワークのサービスの提供を受ける際には、応募があった時点で、労働契約が成立するという認識をしておくことが求められます。その他、企業の都合で丸1日休業とする場合や、仕事の早上がりやをさせることになった場合には、労働基準法第26条により休業手当を支払う必要があります。

今回、厚生労働省から、このスポットワークに対するリーフレットが公開されたことを受けて、一般社団法人スポットワーク協会では、今後、スポットワーク提供事業者に必要な対応を求めていることとしています。そのため、直接労働契約を締結する企業としては、スポットワーク提供事業者からの適正な対応に関する案内の内容を確認し、ルールをしっかりと理解した上で、スポットワークを活用することが求められます。

2024事務年度の法人税等の税込が過去最高

2024事務年度の法人税、地方法人税、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の申告(課税)実績が公表されました。法人税の申告所得金額は、前年度比4.1%増で102兆3,381億円と4年連続で過去最高を更新しています。申告税額は、同7.6%増の18兆7,139億円で、バブル期の1989事務年度を上回り過去最高です。申告所得金額と申告税額はいずれも5年連続で増加しています。



また、法人税の申告件数は322万件(前年度比1.4%増)、法人数は346万法人(同1.7%増)といずれも過去最高を更新し、繰越欠損金控除後の黒字申告割合は、36.5%(同0.5ポイント増)となっています。

法人税申告に係るe-Tax利用率については、89.1%(同2.9ポイント増)となり、この法人税申告のうち、主要な別表に加え、財務諸表など添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信された割合を示す「ALL e-Tax率」は、67.7%(同3.9ポイント増)となり、e-Taxで申告した法人の4社に3社がALL e-Taxによる申告となったようです。

所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)

11月は、所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。

なお、この申請は、11月1日から11月15日まで(2025年は、11月17日まで)に行う必要がありますが、すでに第1期分は納税済みのため、提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

【予定納税とは】

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算することとなります。

12月までに検討したい個人の節税策

いよいよ年末も近づいて参りました。参考までに個人の所得税の対策として、下記のような取り組みが未実施であれば、検討されてみてはいかがでしょうか。



1. 別居親に仕送りをして扶養控除を適用すること

16歳以上の給与収入103万円以下の生計一親族を扶養していれば、最低でも38万円の扶養控除が認められるのはご存じかと思います。この扶養控除ですが、必ずしも「同居」を要件としていません。つまり、別居している親でも、仕送りをしていなどで生計一親族ということが言えれば、扶養控除の対象に含めることが可能となります(所得金額は48万円以下)。しかも、親の年齢が70歳以上の場合には、控除額が38万円から48万円になります。

なお、この扶養控除は、原則「年末時点」で判定するので、「結婚」や「出産」が年内にあると、1年間分の扶養控除を受けることができます。

2. 家族の過去や未来の保険料等を支払うこと

(1) 医療費控除については、同一生計分を合計すること

医療費控除については、自分のためだけではなく、生計一親族のために負担したのもも合計して対象とすることができます。

自分や妻子のかかった医療費が少なくても、生計一の親のために多額の医療費を負担した場合には、それらを集計して医療費控除を受けることができます。また、別居している場合でも、「仕送りをしている親の医療費」、「大学生の子供の医療費」、「同居していた娘の結婚前に支払っていた医療費」なども対象となりますので忘れずに集計してください。



(2) 家族の未納分の社会保険料を支払うこと

納税者が自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額について所得控除を受けることができます。控除できる金額は、その年に実際に支払った金額又は給与や公的年金から差し引かれた金額の全額です。例えば、子供の未納の国民年金を支払った場合には、所得控除できます。

また、2年分の前納制度もありますので、この場合も、支払った年に所得控除を受けることが可能です。

(3) 過去に控除し忘れた証明書類の申告をすること

生命保険料や個人年金保険料、介護保険料を支払っていたのに、確定申告や年末調整で証明書を出し忘れていて控除を受けていない場合には、過去5年分については遡って還付を受けることができます。

これは、医療費控除や扶養控除、社会保険料控除等でも可能なのであきらめずに申告しましょう。

(4) 所得の多い方で控除を受けること

所得税は超過累進税率なので、所得が高いほど税率が高くなります。したがって、できるだけ高い税率を負担している方で控除を受ける方が節税効果が高くなります。

3. 小規模企業共済の加入及び年払いを検討すること

小規模企業共済は、小規模企業(事業)の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てることのできる、いわば「経営者のための退職金制度」ですが、掛金が全額所得控除できるなどの税制メリットに加え、事業資金の借入れもできるという「おトク」で安心な小規模企業の経営者のための制度です。加入資格を満たして、最高7万円(月額)を12月中に年払いすると、所得控除として84万円増加するため、大きな節税となります。

4. 含み損のある株式を売却すること

株式売却益がある場合、含み損のある株式を一旦今年中に売却し、損益通算することで税金を減らすことができます(配当との損益通算も可能)。その後、損出した株式を買い戻しても問題ありません。

ちなみに、損益通算後に譲渡損失が残る場合は、3年間繰り越しも可能です。

5. ふるさと納税を最大限活用すること

ふるさと納税とは、都道府県や市町村へ寄附をし、原則として自己負担額2,000円を除いた全額が、所得税及び住民税から控除されます。そのまま居住地へ納税するよりも、返礼品がある分だけはメリットがあるので、まだ活用されたことのない方にはお勧めです。ただし、所得に応じて限度額はあるので注意が必要です。

また、今年は定額減税がありましたが、ふるさと納税の上限金額計算には影響がありませんので、ご注意ください。



年賀状じまいに関する企業動向

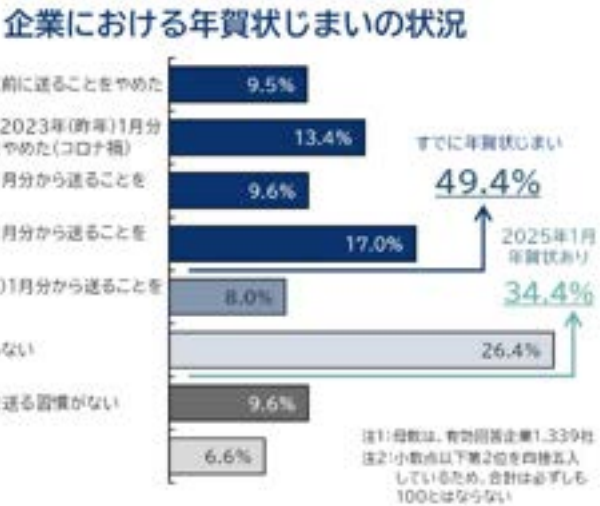
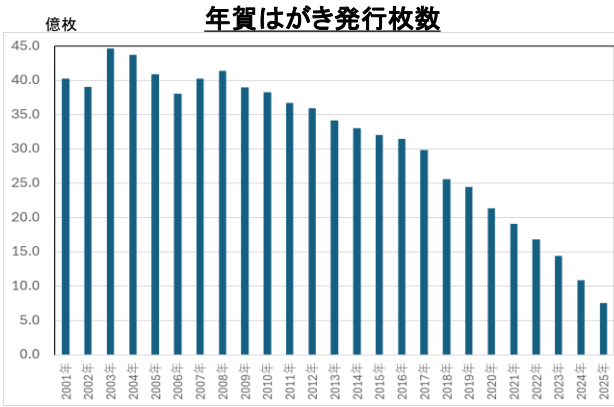
日本の正月の風物詩でもある年賀状。先月末から販売が開始され、2026年分の引き受けは、2025年12月15日から始まるようです。2003年には44億枚超も発行されていましたが、2026年用は、7億5千万枚の発行とのことで、ピーク時の16%強まで減少しています。近年は紙の年賀状による新年の挨拶を取りやめる、いわゆる「年賀状じまい」をする人が増えているためです。また、2024年からの郵便料金の値上がりにより、1枚あたり63円から22円アップし、85円となり、企業においてもコストや事務作業の削減などから、「年賀状じまい」をするところが増えています。

昨年の調査報告ですが、帝国データバンクが実施した「自社での年賀状じまいの意向」に関する企業にアンケートによると、すでに年賀状じまいした企業は、49.4%とおよそ半数となっています。その内訳は、「2020年1月分以前に送ることをやめた」企業は9.5%、コロナ禍にあたる「2021年1月分～2023年1月分の間に送ることをやめた」企業は13.4%、「2024年1月分から送ることをやめた」企業は9.6%、「2025年1月分から送ることをやめた」企業は17.0%。また、今後年賀状じまいを予定する「2026年1月分から送ることをやめる」企業が8.0%もあり、60%以上の企業が年賀状じまいをしているようです。

他方、「年賀状じまいはしない」企業は26.4%あり、文化を大切にされる企業が一定数あるようです。

この調査結果をみると、多くの企業が年賀状じまいを行っていました。費用や手間の増加だけでなく、他社や業界内の動向を鑑みて取りやめる企業が多いようです。

また、直接会うなどを含めより実務的な行動に重きを置くといった声も聞かれる一方で、日本文化や伝統を重んじる企業も少なくないようで、新年の挨拶を通じてもさまざまな価値観を尊重する時代がきていると言えるのかもしれない。



(帝国データバンクの調査結果より抜粋)

11月度の税務スケジュール

内 容	期 限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 11月10日(月)
所得税の予定納税額の減額申請	申 請 期 限 11月17日(月)
9月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 12月 1日(月)
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
3月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4, 800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
所得税の予定納税額の納付(第2期分)	納 期 限 12月 1日(月)
特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付	
個人事業税の納付(第2期分)	

今月の名言録

天才型はごくひと握りの人で、
大半の人間は、生涯ステップ・バイ・ステップで
目標実現に対峙する努力型の人間である。



世の中には、なぜ努力する人とならない人がいるのでしょうか。

人生は「考えること」と「行動すること」の繰り返しです。

一度きりの人生で、これを生涯にわたって継続する気持ちを持つことが大切です。

数え切れない祖先の陰徳に感謝しながら自分の世代はベストを尽くして主体的能動的生き方をすること。

そして自分の世代だけではなく次の世代にバトンを譲ることまで考えるべきです。

そのために必要なことは人間的魅力、すぐれたリーダーシップと求心力・遠心力、

そして時代と顧客に対応しつつづける変化力・先見対応力を身につけられるよう日々努力を怠らないことです。

私は古くは徳川家康公の「人生は重き荷を背負うて坂道を進むがごとし」という、

近くは松下幸之助翁の豊かな物心両面の生活のための市場開発力、

そして稲盛和夫さんの市場変化対応力を心から尊敬しております。

(「賢い人ほど失敗する」高原慶一郎著 PHP研究所刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっていますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願いいたします。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167

<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1

TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

